

議第 99 号

高島市郷土文化保存伝習施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 1 月 2 9 日

高島市長 福 井 正 明

---

高島市郷土文化保存伝習施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

高島市郷土文化保存伝習施設の設置および管理に関する条例（平成 17 年高島市条例第 127 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表朽木資料館の項を削る。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。